（清算人の責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第十二条の五　法第五十五条（法第五十八条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一・二　（略）

（清算人の責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法）

第十二条の六　法第五十五条（法第五十八条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一～三　（略）

（宅地造成等規制法施行規則の一部改正）

第十五条　宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録） **第八条**　（略） ２　（略） ３　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　個人である場合においては、次に掲げる書類 イ　住民票の抄本若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類 ロ　（略） 二～五　（略）	（登録） **第八条**　（略） ２　（略） ３　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　個人である場合においては、次に掲げる書類 イ　住民票の抄本又はこれに代わる書面 ロ　（略） 二～五　（略）

（都市計画法施行規則の一部改正）

第十六条　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録） **第十九条の二**　（略） ２　（略） ３　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　個人である場合においては、次に掲げる書類 イ　住民票の抄本若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類 ロ　（略） 二～五　（略）	（登録） **第十九条の二**　（略） ２　（略） ３　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　個人である場合においては、次に掲げる書類 イ　住民票の抄本又はこれに代わる書面 ロ　（略） 二～五　（略）